るものと解すべき」と主張

②について、国は

第4号(2023年12月27日発行)

発行:オンライン資格確認義務不存在

確認等請求訴訟原告団事務局

T160-0023

東京都新宿区西新宿 3-2-7 KDX 新宿ビル 4F 電話 03(5339)3601

FAX03(5339)3449

在確認等請求訴訟」の第四回口頭弁論が東京 で審理に臨み、約75人が傍聴した。 に加え、全国から集結した原告24人が原告席 度目の反論(準備書面)が示された。弁護団 12月7日、 (岡田幸人裁判長)で開かれ、国から2 「オンライン資格確認義務不存

記者・原告説明会の模様(12月7日、法曹会館)

らの職業上の権利を侵害 次訴訟まで合わせた最終的 と、を主張している。第三 動という保険医である原告 オン資の義務化は、医療活 違憲・無効であるこ

在せず、仮に委任があると する健康保険法の規定は存 オン資)に係る事項を委任 ンライン資格確認(以下、 本訴訟で原告側は、▼オ

国が裁判所からの 指摘事項に対して回答

当規則はその委任の範囲 違法・無効であること、▼ 解釈しても、改正後療養担 (療養の給付)を逸脱して 性、について説明を求めて されたことと義務化の整合 側からも否定的な意見が出 があるか、②国が証拠とし 格確認等の)方法を法律が 裁判長は国に対し、①(資 務付けることに厚生労働省 て提出した国会の会議録 省令等に委任している類例 前回の口頭弁論で、岡田 オン資の体制整備を義 続きについても委任してい することが必要な方法・手 囲のみならず、療養の給付 を担当するに当たって遵守

オン資を義務化しており

している。 な原告数は1415人に達

て、児童福祉法、生活保護 法を委任している例とし げ、健康保険法70条1項に ついても「療養の給付の範 覚醒剤取締法等を挙

答弁はあくまで「おおむね

によって本訴訟の結論が左 において議論されたか否か

石されるものではない」と た上で、厚労省審議官の

で省令や告示に△△△の方 ればならない」という文言 より、△△△を担当しなけ 保険法70条1項と同様に、 「〇〇〇で定めるところに

①について、国は、健康 はないと主張した。 資義務化と矛盾するもので 提とした発言であり、オン 導入するという目標」を前 全ての医療機関でオン資を

## 保団連の調査結果を軽視

な医療の質の向上を期待す 機関で事務負担が増加して 義務化によって全国の医療 た」「オン資による将来的 しては、国は「オン資によ いるという原告の主張に対 ルが発生する等、オン資の って事務負担が軽減され 資格確認に関するトラブ

に対するヒア 声を根拠に反 リングで得た 医療機関数件 ブルや事務負

る」といった



住江憲勇保団連会長



竹田智雄医師



武村義人医師

は「あくまで保団連が実施 い」と、軽視する姿勢を見 が明らかになるとはいえな したアンケート結果にとど 全国保険医団体連合会 の調査結果について 具体的な内容や実態



藤田倫成医師

2月29日に103号法廷で 限を2月16日と指定し、第 開かれることが決まった。 論の準備書面を提出する期 五回口頭弁論は2024年 岡田裁判長は、原告が反 ける国の主張について説明 概要と第四回口頭弁論にお た。弁護団から、本訴訟の 交換を行った。 をした後、質疑応答・意見 イントについて質問を受け

## 全国から約90人が参加

た二関辰郎弁護士は、「国

会長からあいさつがあっ ア7社)が参加した。開会 会を行い、全国から約90人 法曹会館で記者・原告説明 に際し、保団連の住江憲勇 (うち原告約30人、メディ 口頭弁論の後、原告団は の法律を挙げてきたが、健 的な検討結果をまとめてあ で省令等に委任している他 険法70条1項と同様の文言 る。たとえば、国は健康保 あり、本日の資料にも初期 りだが、反論する点は多数

下回っていることも含め、

述べた。 康保険法と異なり、資格確 ど事情が異なる場合も一緒 規定がない法律を含めるな 認という方法について別途 にした主張をしている」と

の準備書面は受領したばか 記者から国への反論のポ 団連のトラブル実態調査は ナ保険証の利用率が5%を から回答を得ている。マイ 1万件以上の会員医療機関 療機関の声は数件だが、保 会長、岐阜協会会長)は、 ン資のメリットを訴える医 「国側の証拠に示されたオ 竹田智雄医師(保団連副

ら必要とされていない実態 は、「保団連が実施した調 オン資が患者・医療機関か ル権が侵害されかねない状 療権・自己情報コントロー ず、このままでは患者の受 帯決議は全く守られておら ー法成立時に作成された附 い。また、改正マイナンバ い」と発言した。 を国に理解していただきた 査結果の軽視は見過ごせな 会長、兵庫協会副理事長) 武村義人医師(保団連副 連理事、

山田美香歯科医師 師(岩手協会副会長)、武 ただきたい」と述べた。 張しているが、除外規定や 用されない点を反論してい 支援は修理費や維持費に適 経過措置は限定的で、財政 その他、黒田康之歯科医

況だ」と訴えた。 長) は、

保団 理事)、藤田倫成医師 千葉協会副会長)、橋本健 田浩一医師(保団連理事、 保険医協会でオン資を理由 歯科協会副会長)から、各 協会副会長)、杉山正隆歯 科医師(保団連理事、長野 奈川協会理事)、市川誠歯 歯科医師(東京歯科協会 神

橋本健一歯科医師

武田浩一医師

山田美香歯科医師

黒田康之歯科医師

杉山正隆歯科医師



事業継続困難な影響を与え るとは想定しがたい』と主 っているため、医療機関に 導入に対する財政支援を行 適用除外規定や経過措置、 「国は『義務化の 静岡協会副理事 も訴えていきたい。各地の 地域医療への影響や問題点 とした廃院が相次いでいる 情報提供をお願いしたい 実情を集約するため、ぜひ ン資義務化による廃院等、 実態が報告される等、活発 に意見交換が行われた。 「次回の口頭弁論では、オ 喜田村洋一弁護団長は、 市川誠歯科医師

下記二次元コードから「オンライン資格確 認義務不存在確認等請求訴訟」の関連資料 (訴状、答弁書、被告準備書面、原告準備書 面、原告団ニュース等)を閲覧できます。

訴訟の経過編



資料編



続き取り組んでいきたい る運動と連動しながら引き 化撤回を求めるだけでな と意気込みを述べた。 化に待ったをかけるという 行の健康保険証存続を求め 意義もあるように<br />
思う。現 く、マイナ保険証への一本 ては同封の別紙案 会のご案内につい ₩原告・記者説明 ※第五回口頭弁論 本訴訟は、オン資の義務 須田昭夫原告団長は、